

少子化と私学経営の課題

坂本 幸一

目次

はじめに

I 私学経営をめぐる状況

- 1 18歳人口の動向と大学の入学定員割れの状況
- 2 大学改革と自己責任

II 生き残りをかけた私学経営の課題

- 1 少子化時代の大学教育
- 2 財務の健全性の確保

III 経営困難となった場合の対応

- 1 情報公開と経営状況の認識
- 2 経営困難となった場合の対処

おわりに

はじめに

平成12年に女子短期大学から共学の4年制大学に改組された立志館大学⁽¹⁾は、開設当初から大幅な定員割れをきたしていたが、ついに資金繰りに窮し、平成15年4月、学生募集を停止した。在学生は一部の退学者を除き、呉大学に転学することにより、立志館大学は一人の卒業生も出さないまま休校となった⁽²⁾。4年制大学で初めての例で、大学倒産時代迫ると報道された。

18歳人口が減少する今日、「私学冬の時代」といわれ、私立大学⁽³⁾を擁する学校法人は、厳しい経営を迫られている。

戦後私立大学は、生徒の増加や進学率の上昇により拡大を続けている時には、経営でさして厳しさを求められることはなかった。しかし他

面、今日の少子高齢化社会の到来は、建学の理念に基づいて特色ある教育に取組み、それぞれの個性化を目指すという私学本来の目標に向けて、私立大学が自己改革を行うよいチャンスだという見方もできる。

本稿では、私学⁽⁴⁾を取り巻く今日の厳しい状況を概観するとともに、これを克服して行く上での私学経営の課題を整理してみた。

I 私学経営をめぐる状況

1 18歳人口の動向と大学の入学定員割れの状況

(1) 18歳人口の動向

昭和51年(1976)154万人で底を打った18歳人口はその後急増し、平成4年(1992)に205万人のピークを迎えた。以後18歳人口は減少し続け、平成15年には146万人に至っている。その後の出生数及び合計特殊出生率に基づく予測では、18歳人口は更に減り続け、平成23年(2011)に120万人、平成44年(2032)には100万人を切る見込みである⁽⁵⁾。

18歳人口が減少する中、文部科学省は、大学(短期大学を含む)志願率の伸び悩みにより、先の試算⁽⁶⁾より2年早い平成19年(2007)に、大学志願者総数と大学が受け入れる入学者総数が67万5千人で同一となる、つまり学生が大学を選ばなければ志願者はいずれかの大学には入学できるようになるという新しい試算を発表した⁽⁷⁾。

(1) 平成12年4月に当時の広島女子商短期大学が改組されて広島安芸女子大学として開設されたものであるが、平成14年4月に立志館大学と名称が変更された。

(2) 立志館大学は、平成16年1月、文部科学大臣により大学廃止の認可がなされた。

(3) 本稿で、単に「私立大学」という場合には、原則として短期大学を含む。

(4) 本稿で「私学」とは、私立大学及びそれを設置・経営する学校法人を中心に考えている。

(5) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』2002.3.29. p.102, p.123.

(6) 平成9年1月29日大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」

(7) 中央教育審議会大学分科会「我が国の高等教育の将来像(審議の概要)」(平成16年9月6日)

(2) 入学定員割れの状況

志願者総数と入学者総数が同数になるというのは、我が国の大学全体を見た場合のマクロの数字であって、個々の大学を見れば既に定員割れの大学は発生している。

入学定員に対してどれだけの入学者がいるかを示す入学定員充足率（私立4年制大学）の推移を見ると表1の通りであり、定員割れが厳しい状況になってきていることがわかる。

平成15年度において、521校の大学のうち既に147校、28.2%が定員割れとなっている。また定員割れが経営に大きな影響を与える50%を越えている大学が17校生じている。平成10年度までは定員割れの大学は毎年40校以下で推移していたが、翌年89校に増加し、以降急増しているのが表から見て取れる。また、全私立大学の入学定員総数に対する入学者総数の比率（全体の入学定員充足率）も減少しており、平成元年度に124.8%であったものが、平成15年度には112.5%に落ちている⁽⁸⁾。

短期大学は更に状況が厳しく、平成11年度に定員割れの学校数が全体の半数を超えた。平成15年度は少しよくなったが、それでも415校中定員割れは189校、45.5%に及び、定員割れが50%を越えている短期大学は30校となってい

る。短期大学全体の入学定員充足率は平成11年度以降100%を切っている（平成15年度は97%）⁽⁹⁾。

(3) 大学入学定員の過剰

18歳人口の減少を見越し、大学設置の認可審査に当たっては、基本的には「抑制的な対応」方針が採られてきたが、実際には、福祉や看護など社会的に人材養成が強く求められる分野を中心に、大学の設置は進んだ。

また今日、規制改革の流れの中で、社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応し、大学間の自由な競争を促進することによって大学を活性化しようと、大学設置基準の大綱化と設置認可の弾力化が進められている⁽¹⁰⁾。「規制改革推進3か年計画（改定）」では大学設置規制の準則主義化が謳われている。学位の変更を伴わない学部の設置は届出でよいとし、大都市部における大学・学部の新增設の規制も撤廃された。

18歳人口のピークであった平成4年と平成15年を比較してみると、18歳人口は59万人、29%減少しているが、私立大学数（4年制）では142校、37%増加している（表2参照）。私立短期大学は、その間、4年制大学への改組等により若干の減少となっている（同表）。

18歳人口の減少が大学の存続を危うくすると

表1 入学定員充足率の推移（4年制大学）

入学定員充足率の範囲	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
100%以上の学校数	352	366	382	392	403	402	404	361	340	344	364	374
定員割れの学校数	27	19	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147
(定員割れの割合)	7.1%	4.9%	4.7%	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%
50%未満の学校数	1	1	2	2	1	1	1	3	17	22	13	17
学校合計	379	385	401	410	419	425	439	450	471	493	508	521

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）「平成15年度 私立大学・私立短期大学入学志願動向（速報）」（以下「平成15年度 私立大学入学志願動向」という。）

(8) 私学事業団「平成15年度 私立大学入学志願動向」

(9) 同上

(10) 「規制改革推進3か年計画」の改定（平成14年3月）では、大学設置認可における「大学、学部の設置及び収容定員増については抑制的に対応する」というこれまでの審査の取扱方針の見直しが求められ、同年8月中央教育審議会は、抑制方針の撤廃を答申した。

(11) 喜多村和之「大学優位の売手市場から学生優位の買手市場への移行にともなって、… 学生をひきつけることのできない大学・短大の中には、淘汰されていくものも出るかもしれない」（『大学淘汰の時代』中公新書、1990.3、pp.176～177）。

表2 平成4年と平成15年の時点での大学数等の比較

	18歳人口	私立大学数	私立短大数	私立大学入学定員	私立短大入学定員	私立大学入学者数	私立短大入学者数	志願率	合格率
平成4年	205万人	384校	499校	35.6万人	18.8万人	42万人	24万人	51%	66%
平成15年	146万人	526校	463校	42.3万人	10.8万人	48万人	10万人	56%	84%

(出典) 文部科学統計要覧(平成16年版)及び私学事業団「私立大学入学志願動向」より作成

いう指摘は、減少が始まる前に既にあったが⁽¹¹⁾、減少が始まった後にも大学が増設され、入学定員割れの状況がみられることなどから、大学の危機や“倒産”を予想する意見は最近多い⁽¹²⁾。

18歳人口が減り続けて121万人となる平成21年には、文部科学省によれば、国公私立大学・短大の入学者総数は61.8万人(平成15年度比10万人減)と試算されている。国公私立大学・短大の入学者総数に占める私立大学・短大の割合が変わらないとすれば、私立大学・短大の入学者総数は約49.4万人となる。平成15年度の入学者総数58万人に比べて8.6万人の減少であり、入学定員総数53.1万人に対しても約3.7万人下回る。これは入学定員300人の大学・短大の約120校分に当たる。現在の入学定員のままで、18歳人口のみを入学の対象とすれば、その減少によりかなりの欠員が生じることは間違いないであろう。

(4) 経営状況への影響

私学の財務状況を、私学事業団の「平成15年度版 今日の私学財政」からみてみよう。

1学校法人当たりでみると、少子化に伴う学生数の減少による納付金の減少が見られ、また、利子収入・資金運用収入等の「その他収入」も低金利水準等により減少がみられる。そのため、帰属収入⁽¹³⁾全体が圧縮してきている。今後も帰属収入は引き続き減少が予想されている。私学の財政は、後述するように(Ⅱ-2-(1))、授業料等の学生納付金に依存する度合いが高い⁽¹⁴⁾。このため入学者数の減少は今後学校法

人の経営を苦しくすることが予想される。

また、消費収入⁽¹⁵⁾で消費支出を賄えなかった大学法人(消費支出超過法人、同額のものを含む)数は、この5年間(平成10~14年度)、着実に増えている(201から291法人、平成14年度の場合集計した全学校法人469の62%)。学校法人が単年度において基本金を組入れた結果、消費収支差額がマイナスになったとしても、直ちに経営危機となるものではないが、基本金組入れ前に既に消費支出超過の状況を示す場合は経営が窮迫していることを意味する。近年こうした法人の数が増加しているという。

文部省(当時。以下同じ)大学審議会は既に平成3年、「高等教育機関について、状況によっては規模の縮小といった事態が生じ、更には存立基盤に対する重大な影響が生ずることも考えられる」と予想している⁽¹⁶⁾。

なお、18歳人口は、今日でもピーク時に比べるとかなり減少しているが、大学等の閉校にさして到らなかったのは、これまでは志願率の上昇(大学・短大への志願率:平成4年51%→平成15年56%)や定員超過の入学者数による余裕(前述(2)全体の入学定員充足率参照)などでカバーしてきたものと考えられる。

2 大学改革と自己責任

これまで大学は、入学定員以上の受験生がやってきて、その中から優秀な者を選抜することができた。大学のいわば「買い手市場」であった。今や受験生が大学を選ぶ「売り手市場」である。少子高齢化社会の訪れは、私学が学生の

(12) 島野清志『危ない大学・消える大学'96』エール出版社、1996、pp.44~46；中村忠一『大学倒産』東洋経済新報社、2000、古沢由紀子『大学サバイバル』集英社、2001；「生き残る大学 消えゆく大学はどこだ」『週刊ダイヤモンド別冊』週刊ダイヤモンド社、2002.8；大江淳良「時間切れ間近の『大学改革』」『IDE 現代の高等教育』NO.459、2004、など

(13) 会計年度における収入総額

(14) これに対し、アメリカの私立大学は、その特徴の一つとして財政に占める授業料依存度が低いことがあげられる(丸山文裕『私立大学の経営と教育』東信堂、2002)。

(15) 消費収入は、帰属収入から基本金組入を除いたものである。

(16) 「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について(答申)」平成3年5月17日

ための大学、社会から評価される大学へ改革されない限り、生き残りが難しいという状況を生み出している。

国の私学政策においても、大学設置基準を大綱化・弾力化し、設置認可を弾力化するなど事前規制を緩和する一方、全ての私学が第三者評価を受けることが義務化され、法令違反等に対する是正措置命令の制度化などの事後チェック措置が整備された⁽¹⁷⁾。この事前規制から事後チェックに重点を置いたシステムへの転換は、各私立大学に対して、主体的に、自らの責任において大学運営を行うという考え方を迫るものである。

国の競争的な研究資金⁽¹⁸⁾や、私学補助金において傾斜配分の考え方に基づく特別補助が重視される傾向とも相俟って、今後大学間の競争は激化するであろう。また、国立大学は、国立大学法人法の成立により、平成16年4月、これまでの政府の附属機関としての地位から離れ、独立の法人主体となった。大学運営の自主性が与えられると同時に経営責任が明確化される。国立大学も経営努力が強化されるであろう。そうすると、国立大学には学生確保にあたっての安い学費、国からの校地・校舎の提供、運営費支給などで私学に比べ有利性があり、学生確保や民間からの寄附金獲得などの点で、国立大学はこれまで以上に私立大学の強い競争相手となってくるであろう。

II 生き残りをかけた私学経営の課題

1 少子化時代の大学教育

(1) 学生確保

大学にとって最も緊要な課題はどのようにして学生を確保するかということである。受験生が大学を選ぶ「売り手市場」においては、大学は、学生の実態を把握し、学生の要求や不満、

提案などを汲み取り、学生のニーズ、状況に対応した大学教育・学生サービスを提供することが重要となっている。さらに社会や受験生に対して大学を積極的に広報していくことも欠かせない。高校を訪問してのPR、オープンキャンパスなど各種の試みが活発になっているのもその一環である。地域の学生獲得に繋げようと地元を重視した地域振興に取り組む私大もみられる⁽¹⁹⁾。

学生を確保する上で重要なことの一つは、社会人を開拓することである。18歳人口が減っているのであるから、それ以外の学生（いわゆる非伝統的學生）を開拓するのは重要である。生涯学習社会の到来が言われて久しい。時代の変化に対応する能力を再教育（再学習）により身に付ける必要性が高まり、また個人の生活を豊かにしようとするニーズ・意欲も高まっている。このように社会人教育・学習の市場が多様に拡大していることに対しては大学で受け止める部分はかなり大きい。大学での対応はまだ十分とは思われない。今後学生確保の意味合いにおいても、おおいに受入れを進めるべきであろう。

政府は、総合雇用対策の一環として、「社会人キャリアアップ100万人計画」を推進している⁽²⁰⁾。これは、平成14年から5年間で、大学等で社会人キャリアアップ教育を実施するものである。この方面からも大学の社会人受入れが期待されている。

また、縮小現象がみられる短期大学については、若者、成人を問わず全ての国民に高等教育の機会を提供するという観点から、準学士レベルの高等教育の機会を提供する役割を重視し、特に社会人の再教育等を行う機能を強化することによって短期大学の生き残りを図ろうという考え方もある⁽²¹⁾。

(2) 個性的で特色ある大学づくり

同一年齢の半数が大学へ進学する、いわゆるユニバーサル化時代では、多様な学生が大学へ

(17) 平成14年11月の学校教育法の改正により、全ての大学は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関の評価を定期的に受けなければならないこと、法令違反の大学に対し、文部科学大臣は改善勧告、変更命令、学部等の組織の廃止を命ずる措置を講ずることができることが定められた。また、平成16年の私立学校法の改正により、理事会、監事、評議員会の機能が明確化され、財務情報や事業報告書の公開が義務づけられた。

(18) 「科学技術基本計画（平成8年7月）」では、「競争的な環境の下で提供される研究資金」と称されている。

(19) 「地域振興…教授が一役」『日本経済新聞』2004.7.21夕刊。

(20) 産業構造改革・雇用対策本部決定「総合雇用対策」平成13年9月20日。

(21) 館昭「短期高等教育の再構築」『IDE 現代の高等教育』No.444, 2002.11, pp.5~13。

入学してくる。更に勤労者や高齢者の入学が増え、海外からの留学生の受入れも増加している⁽²²⁾。大学で学ぼうとする者が多様化しているが、それに対する教育課程の編成は、大学設置基準が弾力化されたことによりかなり自由度が高まった。私立大学は、社会の信頼を得、大学間競争の中で生き残っていくためには、建学の理念に基づき、学生の実態・要求に応じた教育、研究に取り組むことにより、個性的で特色ある大学づくりが求められる。

このことを通じて、大学は多様化するとともに、種別化・類型化していくのではないかとみる識者は多い。その類型としては、「教養教育型大学」、「専門職能力養成型大学」、「研究型大学」などが指摘されている。大学側にも、それぞれの大学の独自性（ユニバーシティ・アイデンティティ）を強めることによって、「棲み分け」るべきだと主張する意見がある⁽²³⁾。

入学してくる学生に対して大学は、単に卒業させるだけでなく、付加価値を付けて送り出すことが必要である。企業の側に、従来のような採用後に企業内教育で新規採用者を育てる余裕がなくなってきたと言われる。大学は社会で通用するハイレベルの教育を施さなければならない。就職に役に立つ教育、看護、セラピー、カウンセリングなどの資格取得に繋がる教育のように実学志向への転換もみられる。近年大学・短大新規卒業就職者の離職率⁽²⁴⁾も高く、学生に対する就職活動支援も求められている。また、大学入学者の多様化と同時に学力の低下もみられ、これに対応することが必要となっている。

社会人教育・学習に対応するためには、そのプログラムを企画し、運営する大学の能力を高める必要がある。教育方法にも、夜間開講、土日開講、サテライトキャンパスの活用、ITを活用した遠隔学習、エクステンション課程（単位取得を伴わない高度職業人教育）などいろいろ

の工夫が考えられる。

このようなことから今、多くの大学で、カリキュラム改革、学生による授業評価、厳格な成績評価、学内での優秀学生に対する奨学金制度、単位互換・編入学の推進、自己評価・第三者評価の実施などの改革⁽²⁵⁾が行われているが、今後一層改革の推進を図る必要がある。また、社会貢献という面からは、地域との連携、産学連携などが重要となる。

2 財務の健全性の確保

(1) 財政基盤の強化

私学は、優れた教育研究プランを作っても、それだけでは実行可能性は保障されない。財源の確保が不可欠である。財務状況が健全でなければ継続的に教育研究に十分な投資をすることができないことも論を俟たない。私立大学を取り巻く環境が厳しくなっている時、財務の健全性を確保することは極めて重要であり、そのために財政基盤を強化する必要がある。

(i) 収入確保・財源の多様化

学校法人の収入の構造は、平成14年度、学生納付金75.1%、補助金12.6%、受験料等の手数料3.1%、寄附金2.4%、事業収入2.0%、資産運用収入1.6%となっている（表3参照）。このように我が国の学校法人は、規模の大小を問わず、学生納付金収入に負っている割合が高い。しかし、大学間の競争が激化し、これ以上家計を圧迫する学生納付金の引上げは困難となってきた。他方で、前節にみたように、教育研究の質的向上を図ることが迫られている状況下でコストがかかる。こうしてみると、学生納付金だけではなく、研究費や寄附の拡大など外部資金の更なる導入、資産運用収入の拡大、収益事業への取組み等、財源（収入）を多様化する必要

(22) 平成15年留学生受入れ総数が初めて10万人を越え（109,508人）、過去最高となった（文部科学省調査 平成15年5月1日現在）。

(23) 奥島孝康「私立大学の課題と日本私立大学連盟の役割」『大学時報』No.281, 2001.11, pp.6~11.

(24) 平成8年卒の例で、就職後3年間の離職率は、大学33.6%、短大41.2%となっている（『平成12年版労働経済の分析』労働省）。

(25) 大学改革の実施例（文部科学省の調査）：直近の過去4年間（平成11年度～平成14年度）においてカリキュラム改革を行った私立大学は412校（約80%）である。外国語による授業（日本語との併用による授業を含む）は平成14年度318大学（約62%）で実施された。GPA制度（授業科目ごとの成績評価を数段階で行い、それにグレード・ポイントを付与し、その一定水準を卒業等の要件とする制度）を導入している私立大学は109校（約21%）、ファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善・向上させるための組織的な取組み）を実施している私立大学は321校（約63%）、外部の第三者による評価を実施した私立大学は168校（約33%）である（いずれも平成14年度）。大学英語教育にTOEICを導入しているところもある。TOEICを単位認定に活用している大学も多い（大学・短大・高専で266校）。

表3 学校法人の消費収入の構成(平成14年度 医歯系法人を除く大学法人)

科目	金額(億円)	構成比率(%)	平成10年度を100とした伸び率
学生生徒等納付金	23,897	75.1	105.7
手数料	987	3.1	95.4
寄附金	758	2.4	103.2
補助金	4,016	12.6	101.7
資産運用収入	507	1.6	84.8
事業収入	628	2.0	109.6
雑収入その他	1,027	3.2	102.7
帰属収入合計	31,819	100.0	104.3
基本金組入額	-4,729	-14.9	88.7
消費収入の部合計	27,090	85.1	107.6

(出典) 私学事業団「平成15年度版今日の私学財政」より作成

がある。公的補助も不可欠である。一方で、事務システムの合理化、機械的業務などのアウトソーシング、またマーケティング、広報活動、顧客視点の強化など経営マインドを強め、大学経営全体の合理化を図ることも大切となる。今私学は、財源確保について戦略的な方向づけが求められているといえよう。

(ii) 国立大学とのイコール・フットィングの要求

私立大学(4年制)は、学校数526校(平成15年5月現在)で、我が国の大学総数の75%を、在学者総数では73.5%を占める。短期大学に至っては、学校数463校で全体の88%、在学者数で91%を占める⁽²⁶⁾。この意味で私学は高等教育レベルの人材養成において大きな役割を果たしている。

国立大学は、その創設当初においては国家指導者の養成といった国策上の役割を担っていたが、人材養成という点では今や国立大学と私立大学との間に本質的な差異はない⁽²⁷⁾。学術研究の領域では確かなお国立大学が優位を保つ

ている⁽²⁸⁾。しかし、私学において研究経費を受益者負担主義で学生納付金に依存することは困難であり、研究の遅れも研究経費に対する国からの財政支援の違いによるのではないかという私学関係者の意見もある⁽²⁹⁾。こうしたことから、競争的環境の下では、特に私学関係者から、私学助成や寄附金税制などに関して、国立大学とのイコール・フットィングを求める意見が強い⁽³⁰⁾。

(2) 外部資金の導入

学生納付金に現在以上に多くの期待ができないことに鑑みれば、教育研究の活性化・高度化を図るためには外部資金の導入が不可欠である。外部資金としては、受託研究や研究費補助など研究に対して外部から受け入れる資金、及び私学の運営一般のためになされる寄附金や国からの補助金(いわゆる私学助成)、手数料が主なものである。

(i) 研究費

企業等との共同研究や企業等からの受託研究⁽³¹⁾を行うことは、大学の社会貢献の一つであるが、大学にとって外部と知的な交流を持つことで教育研究の多様化・活性化につながるとともに、研究費の財源強化となる。一方でそれは大学の研究開発力に企業等が期待してのことであるから、大学は自らの研究能力を高める努力が欠かせない。

文部科学省の調査⁽³²⁾によれば、平成15年度において、国立大学等の受託研究実施件数は6,986件、受入額610億円であるのに対して、私立大学等⁽³³⁾の受託研究の実施件数は5,771件、

(26) 文部科学省『平成15年度学校基本調査報告書(高等教育機関編)』p.3.

(27) 清成忠男(法政大学総長)は、「キャッチアップが完了し、成熟した経済大国に移行した現在は、国立大学に固有の役割はほとんど存在しない」という(「私大助成政策の転換と私大の対応」『大学時報』No.283, 2002.3, p.88.)。

(28) 文部科学省の、世界的な研究教育拠点の形成を目指す、平成16年度の「21世紀COEプログラム」では、採択件数28件のうち、国立大学が23件、私立大学は4件にとどまっている。平成14、15年度採択拠点に対する平成16年度補助金ベースで、国立大学240億円(78%)、私立大学59億円(19%)である。

(29) 甲賀光秀(立命館専務理事)「これからの大学マネジメント」『大学時報』No.281, 2001.11, p.59~60.

(30) 前掲注(23) pp.10~11. 前掲注(27) p.88.

(31) 受託研究とは、大学が企業等から委託を受けて、その経費負担で実施する研究。

(32) 文部科学省「平成15年度 大学等における産学連携等実施状況について」(平成16年7月28日)

(33) 私立高等専門学校1校を含む。

受入額は215億円にとどまっている。受託研究は、法人税法上「請負業」として、企業から提供される研究費には法人税が課されていたが、平成14年の受託研究にかかる法人税制の改正によって、一定の受託研究については「請負業」の範囲から除外し、非課税となった⁽³⁴⁾。私立大学が、主体性を確保しながら、今後一層受託研究に取り組むことが期待される。

政府の競争的な研究資金は、平成8年度にスタートした第1期科学技術基本計画でその拡充が謳われて以来、厳しい財政状況下の中でも増加を続けた。その代表的なもので大学を主な対象とする「科学研究費補助金」は、平成7年度の924億円から、平成16年度は1,830億円予算計上されている。第2期科学技術基本計画（平成13～17年）では、更に競争的資金の倍増が目指されている。私立大学研究者のその採択状況を平成15年度で見ると⁽³⁵⁾、件数で8,343件、全体の21.5%、金額で173億円、全体の13.7%に止まっている。国立大学の24,525件（63.1%）、899億円（71.2%）に比べて見劣りする。私立大学としてはこのような外部研究費獲得に一層努める必要がある。就中研究型大学を目指す大学にとっては重要である。

(ii) 寄附金

私立大学の財政安定のために寄附金を拡大する必要があることはかねて主張されているが、それほどには伸びておらず、帰属収入合計の3%に満たない。我が国では寄附についての観念が十分には醸成されていないことも要因の一つであろうが、大学としても組織的・戦略的募金活動が活発でなく、組織力（事務組織の規模、ボランティア組織の有無等）が弱体であることが指摘されている⁽³⁶⁾。なされた寄附金が何に使われるのか、明確にすることも大切である。より基本的には、大学の教育研究実績を高め、人材の輩出や研究開発等による社会への貢献が地域住民や広く国民に認識されることが必要である

う。

また、税制により、寄附のインセンティブを高めることが重要である。学校法人は、その公共性・公益性を考慮して、例えば法人税・事業税は収益事業から生じる所得に対してのみ課税され、教育の用に供する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税が非課税とされるなど、優遇措置が講じられている。しかし、学校法人が受ける寄附金については、国立大学に比してそれは不十分である。会社等法人が国立大学法人（公立大学法人も同様）に行った寄附金は全額が損金に算入できるのに対し、学校法人への寄附金については一般の損金算入限度額⁽³⁷⁾と同額の損金算入額が別枠で認められるに留まっている。国立大学とのイコール・フットイングの観点からも、学校法人に対する寄附金について損金算入限度額（個人からの寄附金については所得控除限度額）の撤廃ないしその引上げの要望が強い⁽³⁸⁾。なお、私立大学に対する会社等法人の寄附金を全額損金に算入する制度としては私学事業団を通じてなされる受配者指定寄附金制度⁽³⁹⁾がある。ただしこの制度においては寄附金の募集対象事業が特定されているなどの制限があり、これについて対象事業の実質的な緩和が求められている⁽⁴⁰⁾。受配者指定寄附金制度については、平成16年度税制改正で、寄附の募集前に対象事業を特定しなくてもよい、また募集期間を制限しないなどの改正が行われ、その利便性が高まった。今後の活用が期待される。

(iii) 学校法人に対する国の助成

前述したように我が国の高等教育において、私立大学の占める比重は大きく、私学振興は国としての責務とされる⁽⁴¹⁾。私立学校振興助成法（昭和50年成立。以下「私学助成法」という。）に基づき、私立大学等の教育研究条件の改善、学生の経済的負担の軽減、私学経営の健全性の確保を目的として学校法人に対して行われる国の助成は、その重要な柱である。私学助成法で

(34) 非課税とされる条件は、受託研究の実施期間が3か月以上であること、などである。

(35) 文部科学省「平成15年度科学研究費補助金の配分について」（平成15年4月）による。

(36) 關昭太郎「寄附金と私大経営」『大学時報』No.281, 2001.11, pp.67～69.

(37) 一般の損金算入限度額＝資本等の金額×0.125%＋当該年度所得×1.25%

(38) 前掲注(36)

(39) 受配者指定寄附金制度とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するため、事業団を通じて、寄附者（会社等）が指定した学校法人へ寄附する制度。

(40) 前掲注(36)

(41) 臨時教育審議会第3次答申（昭和62年4月）

は、国は、学校法人に対して、その経常的経費の2分の1以内を補助することができる、と定めているが、経常的経費に対するその割合は、昭和55年の29.5%をピークにその後下降している。平成13年度では12.2%となっている⁽⁴²⁾。

平成16年度における私学助成国庫補助金額は、3,263億円である。これに対して国立大学には、国立大学法人運営費交付金及び施設整備費が約1兆3,110億円予算計上されている。学生1人当たりの公財政支出でみると、国立大学学生に対しては106.4万円、私立大学学生に対しては15.6万円となっており、大きな開きがある⁽⁴³⁾。このような状況の中で、中教審は、個人の経済状態を問わず高等教育を受ける機会を実質的に保障する見地から、私学助成法の趣旨に沿った国の私学助成の一層の充実を求めている⁽⁴⁴⁾。

私学助成の方式は、現行は学校法人に対する機関補助であるが、学生を対象にした個人助成方式の提言もある。すなわち、規制改革・民間開放推進会議は、学生への直接補助方式（バウチャー制度）は、個人が教育サービスの質とコストを自由に選択でき、国私立大学間の公的助成の格差が是正されるという趣旨から、機関補助に代わる制度として、検討を提言⁽⁴⁵⁾している⁽⁴⁶⁾。また機関補助については、助成額の増加が授業料の引き下げを保証するとは限らないとの指摘⁽⁴⁷⁾がある。これに対し文部科学省は、大学における教育や研究の基盤づくりのため機関補助は不可欠だとしている。いずれにしろその方式は、学生の負担軽減、学校法人経営の健全性の確保、国私立大学に対する公的支援の格差の是正などの視点から検討する必要がある。

(3) 収益事業その他の収入

大学が収益事業を行うことについては、これまで概して消極的な雰囲気があった。しかし、財政基盤を強化するために収入の多様化が不可避となってくれば、教育研究機関としての性格を踏まえた上で収益事業に取り組むことは必要であろう。大学における収益事業には、本務の諸活動に付随して行うもののほか、私立学校法に基づき寄附行為に定められ文部科学大臣の認可を受けて行うもの、学校法人とは別に収益を追求する営利会社等を設立して行うものがあるが、学校法人の枠内で工夫をして収益を上げる方式をとるか、別の営利法人で行うかは、それぞれメリット・デメリットがあり、また、学校法人の事情等もあり検討を要する。

収入多様化の一つとして、資産運用による収入があるが、今後それは重視されていくのではないと思われる。私大連盟は、学校法人が持っている活用可能な資産を積極的に活用することが必要だとして、所有の土地、施設の有効利用や、基本金等の現・預金について国債・外国債での運用、資金運用会社に委託しての運用、複数の学校法人が出資して運用子会社を設立しての運用などを掲げている⁽⁴⁸⁾。資産運用に関しては、大学によって条件が異なり一様ではない。リスクを伴う活動であるため、周到な準備・体制のもとでの適切な運用が望まれる。

(4) 学校法人会計基準の見直し

学校法人の会計処理、財務関係書類作成の基準となるのが学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）である。会計基準は、国又は都道府県から経常的経費に対する補助金を受けている学校法人に適用が義

(42) 前掲注 (7) 「審議の概要」の参考資料「私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移」

(43) 規制改革・民間開放推進会議「中間とりまとめ 一官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』一」（平成16年8月3日）なお、(社)日本私立大学連盟（以下「私大連盟」という。）の「加盟大学財務状況の概要 平成14年度実績」（平成16年3月）によると、学生1人当たりの授業料・入学金・手数料は、国立大学54.5万円、私立大学（同連盟加盟大学平均）112.6万円、また国立大学の学生1人当たり197.8万円の国費が賄われているのに対し、私立大学の場合15.5万円の補助金となっている。

(44) 前掲注 (7)

(45) 前掲注 (43)。なお、バウチャー制度については同「中間とりまとめ」資料「教育3」参照。

(46) また政府は、経済財政諮問会議の答申を受けて、大学教育に関する公的支援については、機関補助に世界最高水準の大学を作るための競争という観点を反映させるとしつつ、個人支援を重視する方向で、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討することを、閣議決定している（「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」平成13年6月26日）。

(47) 丸山 前掲注 (14) p.23

(48) 私大連盟「自律性の確立と自己改革—『学校法人の経営困難回避策とクライシス・マネジメント』各論—」平成15年3月18日、また、広瀬泰之「解禁・私大資産7兆円」（『週刊東洋経済』1999.4.3）は、「収入多様化策の一つとして、資産運用の重要性は今後高まっていく」と説く。

務づけられているが、広く他の学校法人の会計実務にも定着している。しかし、この基準については、わかり難いなどといった問題点が指摘されている。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、新しい企業会計基準の考え方を取り入れることを検討した上で学校法人会計基準を改正するとした⁽⁴⁹⁾。文部科学省が行った、学校法人会計基準の在り方についての「検討のまとめ」⁽⁵⁰⁾では、いわば内部留保に当たる「基本金組入額」を増やすと消費収入が減少し、消費収支差額が悪化するという点に関し、「帰属収入」から「消費支出」を差し引いた「帰属収支差額(=基本金組入前差額)」を消費収支計算書に表示すること、また、「基本金」の取崩しが学校法人の活動の量的規模の縮小(学部等の廃止など)に限定されていることについては、「基本金」の取崩しを諸活動の見直し等の場合にも可能とすること、資産評価が原則として取得時の価額とされていることについては、有価証券について時価情報を貸借対照表に表示することとするなど、会計基準の見直しの方向性が示された。この他に、キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表、退職給付会計等の課題についての検討の必要性など注目される指摘もある。ただ会計基準の改定については、最近の大学設置基準の緩和等も視野に入れつつ、また国立大学法人会計基準の実施状況や公益法人会計基準の見直し状況なども踏まえ、検討を進めていく必要があるとして先送りされた。あわせて速やかな検討が求められる。

Ⅲ 経営困難となった場合の対応

私学を取り巻く経営環境が厳しさを増している中、私学の懸命の努力にもかかわらず、経営が困難に陥り、大学の閉鎖や学校法人の廃止に至る事態が今後生じる可能性は否定できない。したがって、私学経営に関する相談体制の整備、

大学等が廃止される場合の学生の就学機会の確保、学校法人の再建や清算に向けての手段など経営が困難となった場合の対応方策について検討をしておく必要がある。このことはかねて大学審議会においても指摘されている⁽⁵¹⁾。

1 情報公開と経営状況の認識

(1) 情報公開

学校法人が、その高い公共性ゆえに、学生、受験生、寄付者、国民に対して、財務情報をはじめとする法人情報を開示することは、その社会的責任である。公開された情報に基づき、受験生や国民は選択・評価を行い、その結果は各学校法人にとって経営判断材料の一つとなる。

平成16年の私立学校法の改正によって、学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書の財務書類及び「事業報告書」を、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならなくなった。教育研究活動の状況、教員組織、財務状況、学生定員と在学者数、施設設備の状況、卒業後の進路状況、第三者評価の結果など、分かりやすく、十分な情報が公開されることが期待される。

(2) 経営状況の認識

経営危機を早目に発見するために、各学校法人は、その運営状況や財務の状況を常に把握しておく必要がある。財務書類や事業報告書等による状況把握は当然であるが、大学は、教育・研究、組織、運営の状況についての自己点検・評価に加えて、前述(注17)のように、教育研究等の総合的な状況について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けなければならなくなった。自己点検・評価の結果も認証評価機関による評価結果も公表されることになっている。このような評価を通じて大学の状況を的確に認識するとともに、評価結果やその公表による社会の反応を踏まえて、大学が自らの改善に繋げていくことが重要

(49) 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日 閣議決定)では、「事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正する」としている。

(50) 学校法人会計基準の在り方に関する検討会「今後の学校法人会計基準の在り方について(検討のまとめ)」(平成16年3月31日)

(51) 「平成12年度以降の高等教育の将来構想について(答申)」(平成9年1月29日)は、「私学経営に関する相談体制の一層の充実、大学等が廃止される場合の学生の取扱いについて適切な方策を検討することが必要」と指摘した。

である。

学校法人の運営状況を見る上で、法人の財産や経理の状況を監査する任務を負っている監事の役割は大きい。平成16年の私立学校法の改正により監事の役割は強化された。監事は、財務監査に加え、学校法人の業務そのものを監査するものとされ、学校法人の業務及び財務の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会と評議員会に提出しなければならなくなった。監事には学外者を加えることも定められた。これまで監査が十分に行われていなかったという指摘もあり⁽⁵²⁾、監事の重要さが再認識され、監査の実を挙げる必要がある。

学校法人の管理者は、学校法人の経営・管理の状況を検証し、問題点があればその改善策を講じなければならない。私大連盟⁽⁵³⁾は、検証する事項として、学校法人の内部統制、内部管理の基本事項、資産受払・保管、資産保全、会計組織、補助金業務、学事（教学）組織、人事組織、総務組織の9事項を掲げ、それらについて40余りのチェック項目を示している。その上で経営状況判定のために例示された指標は以下のとおりである。学生数の減少については学生数の減少率、定員充足率の減少、収支の悪化については帰属収支差額比率、人件費比率、自己資金の枯渇については金融資産構成比率、金融資産対帰属収入比、負債総額の増加については総負債比率、借入金返済／帰属収入、借入金残高／帰属収入、資産の流動性減については流動比率、短期借入・未払／総資産、そして設備投資の過剰については流動資産減少率などである。

私学事業団は、学校法人の財務分析の指標として、貸借対照表に関して15項目の財務比率⁽⁵⁴⁾を、消費収支計算書に関して12項目の財務比

率⁽⁵⁵⁾を掲げている。前者は、自己資金は充実されているか、長期資金で固定資産は賄われているか、資産構成はどうなっているか、負債に備える資産が蓄積されているか、負債の割合はどうか、ということを見るものであり、後者は、経営状況はどうか、収入構成はどうなっているか、支出構成は適切であるか、収入と支出のバランスはとれているか、をみるものである。

これに対して、民間企業の年間収入に相当するのは消費収入ではなくて帰属収入であり、民間企業の経常利益に相当するものは、帰属収入から消費支出を差し引いた金額であるとして、これを「経常収支」と称し、帰属収入に対する「経常収支」の比率である「売上高経常収支率」を学校法人に関する「10の経営指標」とする分析方法も提案されている⁽⁵⁶⁾。そこでは、「運用可能資産」及び「資産運用利回り」も経営指標としている⁽⁵⁷⁾。

学校法人においては、このような指標を参考にしたり、あるいは自らいろいろの工夫をしながら、その経営状況や財務状況を的確に把握しなければならない。数値の悪化が一時的な原因によることもあり、正確に見極める必要がある。

2 経営困難となった場合の対処

学校法人の経営状況の悪化が認識される場合には、その原因の究明が行われ、それに対して様々な対策が講ぜられることになる。しかし、そうした対策にもかかわらず成果が得られず、経営が困難となる学校法人が現れることが予想される。中には、学校としての存続自体が不可能となることもあり得る⁽⁵⁸⁾。

(52) 平成16年4月14日 第159回衆議院文部科学委員会議録第11号 p.14 文部科学省加茂川私学部長答弁。私大連盟「学校法人の経営困難回避策とクライシス・マネジメント（最終報告）」（以下「クライシス・マネジメント（最終報告）」という。）（平成14年3月19日）p.4.

(53) 「クライシス・マネジメント（最終報告）」pp.15～19.

(54) 自己資金構成比率、消費収支差額構成比率、基本金比率、固定比率、固定長期適合率、固定資産構成比率、流動資産構成比率、減価償却比率、流動比率、前受金保有率、退職給与引当預金率、固定負債構成比率、流動負債構成比率、総負債比率、負債比率。

(55) 消費支出比率、学生生徒等納付金比率、寄附金比率、補助金比率、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、借入金等利息比率、基本金組入率、減価償却費比率、人件費依存率、消費収支比率。

(56) 「本当に強い大学2002」『週刊東洋経済』2001,9,15；広瀬泰之「重要性が増す私立大学の財務分析」『大学時報』No.281, 2001.11.

(57) これ以外の経営指標は、「基本金組入率」、「教育研究充実度」、「人件費比率」、「管理経費比率」、「借入金利息比率」及び「負債比率」であるが、これらは名称が多少異なるにせよ私学事業団で取り上げられているものである。

(58) 前掲注 (7) p.19

(1) 経営建て直しのための努力

経営的に危険度が高いと判断される場合、学校法人は、借入先や支援学校法人から理事を迎えることによって、再建資金を導入したり、あるいは借入金の支払猶予を受けたりして、学校法人の再生を図る努力を行うことが考えられる。理事長及び理事全員が、他の学校法人の関係者と交替することによって再建を図る場合は、当該学校法人への設置者変更あるいは吸収合併と実質的に同じような効果になるが、文部科学大臣の認可など設置者変更・合併にかかる法的手続きは不要である。

学校法人が、複数設置している学校の一部又は一部の学部等を、他の学校法人へ分離・譲渡する方法もある。一部を分離・譲渡することによって分離した部分も残った部分もともに活性化する場合などに考えられる。学校法人がその一部の学校を分離して、他の学校法人に譲渡する場合には、学校の設置者変更の手続きが必要であり、分離した部分で新しい学校法人を設立する場合には、新たな学校法人の設立認可の手続きが必要である。また、学校法人がその一部の学部又は学科を他の学校法人へ譲渡する場合について、私立学校法に規定がないため、私大連盟は、学校法人の意思決定手続、認可、債権者保護、登記等について合併に準じた規定の整備を提言している⁽⁵⁹⁾。

(2) 民事再生法による再生

学校法人に、破産の原因たる事実の生ずる恐れがある時、または、学校法人が、事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができない時には、民事再生法による再生の方法がある。民事再生は、「通常、……学校法人の経営者自身が『再生計画』と呼ばれる再建計画を立案し、その中で債権の一部カットや返済期限の猶予などを含む弁済計画案を定め、2分の1以上の債権者の同意と裁判所の認可を得れば、強制的に各債権の内容がそのように変更され、負担を軽くして再出発できる裁判上の手続き」⁽⁶⁰⁾である。

民事再生の申立てが裁判所で棄却されるか、あるいは再生計画案が債権者集会等で否決される場合、破産につながる。再建の見込みがあるうちに民事再生を申し立てるかどうかを決断する必要がある。学校法人の理事は、破産宣告の請求をしなければならない時に、それに代えて、再生手続開始の申立をすることができる（民事再生法第22条）。

私立大学でこれまで民事再生手続が実際に適用された事例はなかったが、不祥事により経営困難に陥った東北文化学園大学が、平成16年6月、民事再生法の適用を申請し、再生手続が進められている⁽⁶¹⁾。初めての例として注目される。

(3) 合併

合併には、複数の学校法人が集まって新しい学校法人を設立する新設合併と、学校法人が他の学校法人に吸収される吸収合併とがあるが、その狙いは、お互いのメリットを生かして学校法人を一層充実・発展させようとするもの、あるいは経営困難となっている学校法人が経営を強化し、困難を克服しようとするものである。

合併については、私立学校法の定めにより、理事の3分の2以上の同意が必要であり、また、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない（寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合にはその議決が必要）。その上で所轄庁（大学の場合、文部科学大臣）の認可を受けなければならない。

合併の効果を十分にあげるために、私大連盟は、合併の目指すべき方向を明示すること、魅力ある教学組織を創出するため既存の組織とキャンパス配置を再検討して実現可能な具体案を示すこと、長期的な財政基盤の強化につながるような既存学部・学科の改組・改編を行うことなどの基本構想をまとめて学校法人間での合意形成に努めるべきだと指摘している⁽⁶²⁾。合併後には、管理部門の統合、教職員給与等勤務条件の調整の課題もある。

(59) 『学校法人の合併と経営破綻した大学の学生への支援策』平成15年3月18日 pp.2-4.

(60) 前掲注 (53) p.25.

(61) 『日本経済新聞』2004.9.3夕刊、『産経新聞』2004.9.10.

(62) 前掲注 (53) pp.21-24.

(4) 破産

破産手続は、清算型の倒産処理手続である。破産原因（支払不能または債務超過）がある場合、原則として債権者または債務者の破産申立てにより手続が開始される。学校法人がその債務を完済することができなくなった場合には、理事は直ちに破産宣告の申立てを請求しなければならない（私立学校法第58条、民法第70条）。裁判所が破産原因ありと認定すれば、破産宣告が決定され、同時に破産管財人が選任される。破産宣告がなされると、学校法人は解散し（私立学校法第50条）、破産管財人が、財産関係の管理、処分権を掌握し、残っている資産と負債を清算することになる。なお、破産手続中に、他の学校法人に、校地・校舎などの学校資産を譲渡して、学校の存続を図るといふことも考えられる⁽⁶³⁾。

(5) 解散

前述の合併や破産によっても学校法人は解散されるが、これ以外にも、理事の3分の2以上の同意による解散（私立学校法第50条第1項第1号）、寄附行為に定めた解散事由の発生による解散（同条同項第2号）及び目的たる事業の成功の不能による解散（同条同項第3号）がある。第1号及び第3号による解散は所轄庁の認可または認定を受けなければならない。目的たる事業の成功の不能とは、例えば学校法人が設置している全ての学校の閉鎖又は廃止の場合や、学生数の減少のため学校の経営を維持できなくなった場合などとされている⁽⁶⁴⁾。第2号の規定による寄附行為に定める解散事由による解散は、所轄庁の認可ないし認定は不要であるが、解散事由は客観的に定まるものでなければならないとされる⁽⁶⁵⁾。

(6) 在学生の就学機会の確保（セーフティ・ネット）

学校法人が経営破綻により、大学の廃止や学生の募集停止といった事態に陥ったとき、最も配慮しなければならないのは、その大学に在学

している学生の就学を確保することである。学生の身分と学籍は、最優先して守られなければならない。

破綻した大学の学生を他の大学がどのような方法で受け入れるか、が課題である。近隣の大学を中心に在学生の受入れについて協議する必要があるだろう。そのために、文部科学省や私学事業団・私学団体が仲介の役目を果たすことが期待される。また、それらの機関や地域の大学関係者を加えて学生の受入れその他学生への支援を行う組織を作ることも重要となるであろう⁽⁶⁶⁾。中教審も、在学生の就学確保のために関係機関による協力体制を作っておくことが必要と指摘している⁽⁶⁷⁾。実際の学生受入れに当たっては検討すべき課題も多い。在学していた学部との関連（専攻分野の問題）、学生の学力レベル、取得済みの単位認定をどうするか、通学可能かどうか、受入れに伴う学生の経費負担や授業料の取扱い、受け入れる大学の定員との関係、定員超過に対する私学助成上の取扱い、等々である。

また、経営困難に陥り学生の募集を停止する場合に、在学生の就学を確保するために、在学生の卒業後（最長3年後、短期大学の場合は1年後）に大学を廃止するという事も考えられる。この場合に、大学廃止後に学校法人所有の土地、校舎等の清算のなかから返還に充てることも考慮に入れ、在学生卒業までの間、特別の私学援助又は私学助成あるいは私学団体による支援を行うということについて検討の余地はないだろうか⁽⁶⁸⁾。

さらに、破綻した大学の卒業生・在学生の学籍・成績に関する情報の管理をどうするかという点も大きな課題である。

学生の受入れが円滑に行われ、社会的な混乱が生じないよう予めルール作りが必要と思われる⁽⁶⁹⁾。政府も、平成14年3月、大学が廃止される場合の学生の就学機会確保のため、セーフティ・ネットの整備を検討することを閣議決定⁽⁷⁰⁾している。私学経営が困難になった時の

(63) 俵 正一『私学の経営合理化と経営破綻の法律』pp.272～273；前掲注（53）p.27。

(64) 小野元之『私立学校法講座』（改訂版）学校法人経理研究会，1998.3，p.206。

(65) 同上

(66) 私大連盟は、経営破綻した大学の在學生への支援組織の設置を提言している（注59）。

(67) 前掲注（7）p.19。

(68) 中村忠一『大学倒産』東洋経済新報社2000.5，pp.19～33。参照

(69) 私立大学経営に関する研究会「研究成果最終報告」（2004.7.27）

(70) 平成14年3月29日「規制改革推進3か年計画（改定）」

対応策として検討が急がれる。

おわりに

国立大学の法人化が議論されている時に、国は、単に国立大学のことだけではなく、我が国の高等教育・学術研究に係るグランドデザインや政策目標を明らかにすることが求められた⁽⁷¹⁾。我が国の高等教育において大きな比重を占める私立大学が、少子化時代にあって厳しい経営環境に直面している時、高等教育全体の

中で、どのような位置づけを与えられ、役割が期待されるのか、また国立大学とのすみわけをどうするのか、といった課題が改めて提起されている。

大学の自由化・多様化は更に進むであろう。各大学にとっては、自己責任・第三者評価のもとで、その存在意義を明確にすることが求められている。一方で、私立大学を「自由と競争」に委ねておくだけでいいのか⁽⁷²⁾、また、学生・保護者に対しては、自ら大学を選択した責任を問うだけでいいのか、ということも忘れてはならないことであろう。

(さかもと こういち 元文教科学技術調査室)

(71) 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい『国立大学法人』像について」(平成14年3月26日)

(72) 天野郁夫「私立大学政策の転換」『IDE 現代の高等教育』No.448, 2003.4, pp.2-4.